

おおいた認定農業者組織ネットワーク規約

(目的)

第1条 我々認定農業者は、自ら経営改善計画を作成して、計画達成に向けて努力するとともに、地域農業の担い手として取り組んできた。しかし、農業の大きな変革期を迎えているなか、本県の農業者が夢と希望を持てる農業・農村を実現していくためには、我々地域農業のリーダーが一体となって活動しなければならない。このため、農業振興や農村の活性化について広範に議論し解決に向けて検討するために、「おおいた認定農業者組織ネットワーク」を設立する。

(名称)

第2条 この会は「おおいた認定農業者組織ネットワーク」と称する。

(活動)

第3条 本会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 活動指針の作成、時勢に則した更新に関する事。
- (2) 認定農業者の経営改善に関する事。
- (3) 地域認定農業者組織の設立支援に関する事。
- (4) 地域認定農業者組織の組織強化と連携強化に関する事。
- (5) 地域認定農業者組織の情報交換会等に関する事。
- (6) 行政・団体との意見交換会に関する事。
- (7) 全国担い手サミットへの県代表の参加に関する事。
- (8) 九州地域認定農業者等意見交換会に関する事。
- (9) その他目的達成に必要な事項

(構成・会員)

第4条 本会は、大分県の地域認定農業者組織をもって構成し、会員とする。

(入会)

第5条 入会を希望する組織は、本会が定める入会届を記入提出し、役員会にて入会を承認する。なお、すでに本会の活動に参画している地域認定農業者組織は、入会したものとする。

(退会)

第6条 会員は、役員会において別に定める退会届を提出することにより、退会することができる。事務局は退会届受理後直近の役員会にて報告する。
2 退会する会員は、退会届の提出日が属する年度会費は原則支払うものとする。

(役員)

第7条 本会に、理事上限7名、監事2名を置く。

- 2 理事は、県振興局単位で会員の中から1名ずつ推薦し総会で承認する。
- 3 理事の中から会長1名、副会長2名(会長代理)を総会において互選する。
- 4 会計は会長・副会長を除く理事の中から会長が指名した者1名が担う。
- 5 監事は総会で選出し、会計を監査する。
- 6 会長が選出された地区は、会長とは別に理事1名を選出することができる。その判断は会長が行う。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は、欠格事由に該当する場合を除き任期終了まで継続する。
- 3 役員の欠格事由が生じた場合、役員の補充については役員会にて補充の要否とその人選を行い総会で承認する。補充者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 欠格事由は、以下のとおりとする。
 - (1)死亡
 - (2)地域認定農業者組織の会員ではなくなった場合
 - (3)就任後処罰を受ける犯罪を行った場合
 - (4)役員の継続が困難であると役員会にて認めた場合

(役員の職務)

第9条 役員は次の職務を遂行する。

- 2 会長は、本会の活動を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できなくなったときにはその職務を代行する。
- 4 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、本会の会計事務を監査する。

(総会)

第10条 総会は毎年定期に開催するほか、必要なときには臨時に開催することができる。

- 2 総会は会長が招集する。
- 3 総会は会員の過半数の出席で成立する。委任状がある場合は、出席に含む。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは議長が決す。
- 5 総会の議長は、会長があたる。

(総会の議決)

第11条 総会において、次の事項を議決する。

- 2 事業計画並びに予算の決定
- 3 事業報告並びに決算の承認
- 4 規約の制定及び改廃
- 5 役員の承認

(総会の議決権)

第12条 総会の議決権は、会員である地域認定農業者組織あたり1議決権と定め、当該組織の会長または組織が指定した者が会員を代表して行使する。

- 2 会員は、会長の召集に応じて原則出席しなければならない。ただし、以下の方法で議決権の行使並びに総会への出席とすることができる。
 - (1)他の会員に議決権を委任する旨を書面に明記し会長に総会前日までに提出すること。
 - (2)総会前日までに書面における議決を行い、その書面を会長に提出すること。

(総会の開催方法)

第13条 総会に諮る議案について、緊急の場合または会長が判断した場合は、書面における決議を行うことができる。

(役員会)

第14条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、理事をもって構成する。
- 3 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 4 役員会は、総会につぐ決議機関で、緊急事項及び総会の権限以外の事項について議決する。
- 5 会長が判断した場合は、書面における決議を行うことができる。

(経費)

第15条 本会の活動経費は、負担金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 負担金は、1会員あたり10,000円とする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計の取扱い)

第17条 本会の会計の取扱方法は、一般社団法人大分県農業会議会計規程等に準じた事務処理を行うこととする。

(会計書類の保存)

第18条 本会の会計書類の保存期間は、5年とする。

- 2 前項の保存期間は、決算完結の日から起算する。

(事務局)

第19条 本会の事務局は、一般社団法人大分県農業会議に置く。

附則

- 1 この規約は、平成20年7月22日から施行する。
- 2 平成24年5月25日一部改正
- 3 平成26年7月16日一部改正
- 4 平成28年8月29日一部改正
- 5 平成30年8月31日一部改正
- 6 令和元年8月26日一部改正
- 7 令和3年5月28日一部改正